## あなたの「まなびたい!」声を募集しています

〇進学したかったけど、家庭の事情で断念せざるをえなかった。
〇いま在学中だけど、経済的に厳しく退学しなくてはいけないかもしれない。
〇これから学校に入りなおして、学を修めたいと思っている。

もやもやすたでぃカフェは、
ひとりひとりの経験を
なによりも大事な糧として、
みんなで学んでいく場です。
誰でも参加できて、誰でも発言できます。
すこしずつでも現実を変えていくために、
声をあつめたり、まとめたりします。

特設ページのコンタクトフォーム、もしくはFacebookメッセンジャーから教えてください。

**もやすた特設ページ　https://www.asyl-chan.com/moyasuta/**
**もやすた Facebook　https://www.facebook.com/moyasuta**

★あなたの声は、現実を変えるための力になります。
★個人が特定されない形で、もやすたページ、Facebook等で紹介をさせていただきます。

**最新情報は、Facebookでチェック！**

事務局　特定非営利活動法人女性サポート Asyl
札幌市北区北 32 条西 3 丁目 1-26 カーサフェリーチェ N32-302 号室
https://www.asyl-chan.com/
011-299-5579　asyl_chan@gd5.so-net.ne.jp

# まなびたい！

もやもやすたでぃカフェ実行委員会

Vol.1

うちの子は
高校にいける？
専門学校や大学は？

高校中退したけど
高卒の資格は
とっておきたい

在学中に生活に困って
生活保護を申請したら
退学するように言われた…

独立行政法人福祉医療機構
WAM助成　社会福祉振興助成事業
令和５年度 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

**現行の生活保護の運用では、大学生が生活保護を受けることはできません※**
**大学でのまなびは、最低限度の文化的な生活に含まれず、「贅沢品」とされているためです。**
**大学を卒業したほうが自立の助長につながるとわかっていても**
**「働けるひとは働く」という保護の原理のほうが優先されます。**
**保護を受けて大学を辞めるか、保護を辞めて大学に通い、**
**学費や生活費はバイトや借金で工面するかのどちらかになります。**
**大学進学率が５割を超える時代の変化のなか、生活保護制度のあり方が問われています。**
※夜間や通信制大学で昼間に就労している場合は除く。

## はじめに
### ～女性シェルターの現場から～

家庭の経済的事情により進学を諦めざるをえなかったひと。
親に学校を無理やりやめさせられてしまったひと。
家族のケアをしなければならず学校に通えなかったひと。
養育放棄や虐待により、生きることにも苦労をしたひと。

シェルターにはさまざまな経験をした方がいらっしゃいます。
共通しているのは、家族に頼ることが難しいということです。

大事なのはこれからの人生に希望を持てるかどうか、ではないでしょうか。
しかし世間では「学びはぜいたく品」とされ、
困窮した人々は目先の就労に追い立てられ、
学を修めることも、キャリアアップも難しいのが実情です。

こどもも、大人も、「学びたい」と思ったら、
何度でもチャレンジできる社会であってほしい。
その希望の糸口を、ひとりひとりの経験の語りから見つけられないか。
これは、そんなプロジェクトです

特定非営利活動法人女性サポート Asyl( あじーる )

特定非営利活動法人
女性サポート
あじーる
Asyl

# もやすたカフェ 第一回「まなびたい！」開催しました！

**2024年1月16日 @ZOOM　参加者１７名**

## 第一部　当事者からの発表

「わたしは、生涯学習も含めてすべての形の学びは、ぜいたく品ではないし、
国を構成するすべての市民が、アクセスできるようにすべきと考えています。」

**春風　しじみ**

心理的安全のない家庭で育ち、大学入学後に精神疾患を発症して困窮を経験。
「あじーる」のシェルター利用後に生活保護などの福祉制度を活用しながら、
入学から10年で大学を卒業。自身の経験を漫画にして発信中。

### 生い立ち

父は統合失調症で、物心ついたときから常に家でじっと過ごしていました。父から自発的に「おかえり」と言ってもらえたことはありません。母は精神的余裕がなく、元の性格もあり、傷つける言動が多かったです。たとえば、小４のとき公営プールで性暴力に遭いました。帰ってやっと母に言うと「弟と一緒にいたらよかったね」と言いました。当時、弟は小１です。それを聞いて、世界が少し遠のきました。ほかにも、いじめを相談すると「あんたが悪いんじゃないん？」と言われたり、容姿をいじって大笑いしたり。私が傷ついて涙を流していることは気づきもしなかったと思います。それが家庭での日常でした。

### 大学進学、うつの発症

実家から遠く離れた大学に進学し、1年目は親戚の家に居候、２年目から学生寮に入りました。このころから生活リズムがおかしくなり、授業に行けなくなりました。実験で観察していたゾウリムシが破裂したのを見た瞬間、誰にも助けを求められないまま、身体が動かなくなりました。それがうつの発症でした。

### 実家での苦渋の療養生活

実家での１年間は、まったく療養になりませんでした。母は「身体を動かせば元気になる」と言い、鬱症状と抗うつ薬でしおしおになっている中、山登りに連れ出されたり。バイトを強要されたり、夜眠れなくて朝寝ていると無理やり起こされたり。自分の部屋がないため、日中は無言の父と何時間も一緒にリビングにいるしかありません。田舎のため病院の選択肢もありませんでした。このまま実家にいても大学に行けるようにはならないと思い、１年で札幌へ戻りました。

## 退寮通知、シェルターへ

大学５年目も症状はひどく、計画的な履修をするのは困難でした。冬になり、学生寮から「修業年限が４年のため、３月に退寮するように」と事務的な通知が入っていました。家がなくなる絶望感から、自分では全く動けず、転居先も探せませんでした。友人がシェルターに連絡をしたり、引っ越し作業をやったりしてくれました。シェルター利用後は、生活保護を受けてアパートで生活を始めました。それから２年間、大学は休学し、入院など療養に専念しました。

## 「復学するなら、生活保護は辞退してください」

休学の限度は10年までのため、８年目で復学を決めていました。福祉事務所から「復学するなら保護は辞退して」と当初から言われていました。ここでのポイントは、打ち切りではなくあくまで私の側で「辞退」をしてくれ、と言ったことです。**「大学への復学」を理由に行政側が保護を廃止することには法律上の根拠がない**ためです。

親の経済力では授業料は捻出できても生活費は難しく、奨学金も受けられる年数を超えていました。主治医からは短時間しか働けないと診断されており、大学をやめたところで就労自立には程遠い状況でした。

福祉事務所は私が保護を辞退できるようにするため、母に一定以上の金額の仕送りをするように連日夜に電話をかけました。ほかの困窮している大学生のためにも、裁判で闘って前例を自分が作ろうと考えていた時もありました。昼間学生の身分である限り生存権はないのかと聞きたかったのです。しかし闘うことで親に迷惑をかけるのもいやでした。偶然にも直後に障害年金の審査が通ったことで、親の必要な仕送り額が減りました。最終的に心が折れて保護を辞退することになりました。

## 現在と希望

わたしは精神疾患や大学の制度、国の制度のはざまに陥りましたが、周囲のひとびとの助力を得て研究を続ける意思を貫いてきました。同じ境遇のひとが、学びをあきらめなくてすむ国になって欲しいです。

# 第二部　研究側からの発表

「歴史的には、生活保護における教育保障は拡大する方向に進んでいます」

北星学園大学
社会福祉学部 教授
松岡　是伸

かつて生活保護では高校進学が認められていませんでした。しかし高校進学率が９割を超える時代の変化を受け、「生業扶助」（自立のための技能の習得への費用）を適用することで、生活保護世帯の子どもたちは高校に通うことができるようになりました。今は高等教育（大学等）の進学率が浪人生を含めて８割を超えており、保護行政の対応が注視されています。

## 生活保護と大学進学　現在は２つの方法で、保護世帯から大学進学することができます。

### ①「世帯分離」をする

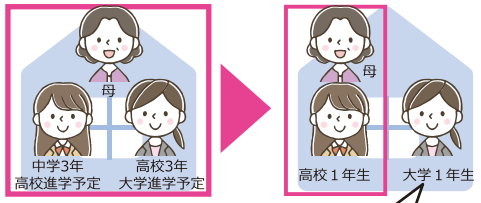


引き続き同じ家に暮らしているが、自分の毎月の生活費、学費は保護費からでない。

◆「進学準備給付金」が支給される。
◆「住宅扶助」（家賃）は減額されない。
◆進学資金を貯めるためのアルバイトは、事前にケースワーカーに相談することで、収入認定されないなどの配慮がある。
◆生活費や医療費、健康保険料などはアルバイトや借入で稼ぐ必要がある。国保で学費や教科書代なども自分で支出する。

### ② 夜間大学に通い、昼間は就労する。

この場合は世帯分離はせず、保護を受給しながら進学ができる。

## ４つの視点　この問題は、４つポイントで考えることができます。

### 1　大学生個人のナショナルミニマムをどう捉えるか

世帯としてではなく、個人としての健康的で文化的な最低限度の生活をどのように捉えるか。

ほかの方の経験では、実家が世帯としては収入が高いために学費無償化の対象にならず、しかし親の意向で学費を出してもらえないために巨額を学生が個人で負担するなど、世帯単位での保障にはさまざまな支障がはらんでいます。

### 2　生活保護における世帯分離の問題

これまでは進学した者を世帯分離して保護の対象にしないという、例外的な取り扱いをずっとしてきたが、抜本的な見直しが必要な時期がきているかも。

### 3　生活保護における教育保障の問題

生活保護の「教育扶助」の対象は中学校までであり、高校進学は「自立に役にたつ」として「生活扶助」で通うことができている。
生活保護制度における教育保障という観点では、高校進学の時点から見直すことも必要かもしれない。

### 4　教育政策の問題

この問題の解決を生活保護制度だけが担うのではなく、日本における教育政策の問題として捉え、幅広い領域が連動して取り組む必要がある。

## 現実を変えていくために

一般論や抽象論に回収されない、春風さんのような「個の経験の語り」を蓄積していくことが重要だと思います。
また社会的な分断を生まないような制度の建て付けが必要です。

※紙幅の関係で参考文献等は割愛

「給付型奨学金の導入により、年齢制限が生じるなど、
かえって無償化の対象者が狭められたという側面があることは見過ごせません。」

神奈川県立
保健福祉大学
保健福祉学部 准教授
吉中　季子

私の勤める大学においても、春風さんと似たような学生の困窮の相談がいくつもあります。「給付型奨学金でなんとかしなさい」と答える現場のひとも多いようです。しかし給付型奨学金は**実際のところ使い勝手が悪くなりました。**

## 給付型奨学金の問題

実際に学生からは、対象がかなり狭いという声が聞かれます。具体的には、
① 年齢の制限　２年以上浪人して大学に入った学生は対象にならない。
② 通学距離の問題　自宅外通学でも実家との距離など様々な条件があり合わないと減額になる。
また虐待から逃げてきた学生が給付型奨学金を申請した際、**大学の事務から家族からの虐待を証明**することを求められ難航したことがありました。その学生は、たまたまそれまで児童相談所への一時保護の記録が残っていたためなんとかなりました。

Q.国公立大学なら、学費免除制度があるのでは？
A.かつては国公立大学は世帯収入によって学費の全額・半額免除の制度がありました。しかし給付型奨学金の導入にともなって**学費免除制度が廃止**されるところもでています。これにより以前なら学費が免除されたひとたちのなかで、**学費免除されず給付型奨学金の対象にもならないひと**が出てしまいました。

## 横須賀市の独自の困窮学生支援

きっかけは、ある学生が休学中に生活保護を受給したが、復学した際に保護を辞退をせざるをえなかったというケースです。虐待を受けた子どもを支援するNPO法人の代表らが市長に生活保護制度の柔軟な運用を訴え、それを受けて、独自の給付金制度が設立されました

横須賀市は虐待被害などにより、単身生活を余儀なくされている生活困窮の大学生等への支援制度を新たに設ける。財源は市の「よかった ありがとう。」基金を活用。創設の背景には、生活困窮に陥った学生への支援が急がれていることにある。現行の制度では、生活保護を利用しながらの大学等への進学は認められていない。世帯分離や進学準備給付金の支給などで進学自体は可能となっているが、奨学金やアルバイトなど、生活の維持が厳しい学生も多い。市は「将来を担う若者の就学意欲を行政が摘んではいけない」として、来年度から独自の制度を設けることとした。
(タウンニュース横須賀版2022年1月28日社会面「横須賀市　困窮学生に独自支援　生活保護と同等を支給」https://www.townnews.co.jp/0501/2022/01/28/610503.html)

対象は「児童自立生活援助事業の支援を受けている者」とのことで、ようするに児童福祉の延長でやっているということになります。よって20歳以上のひとは対象になりません。
またこの取り組みは、たまたま市民からの慈善行為として多額の寄付があったことで実現されたため、継続性は担保されておらず、一時的な救済措置にすぎません。
それでもないよりは良いというのは間違いありません。議論のきっかけになればいと思います。

## 参加者の声

「自分は親によって進学を断念させられてしまったけれど、
ケースワーカーも親とだけ話すのではなく、
子ども本人とも話をしてもらえたらいいなと思う」
（生活保護受給世帯の出身者）

「保護受給者と保護ケースワーカーが、
仲間として一緒に考えられるのが、本当は良いと思う。
ワーカーも目の前のひとのために頑張りながら、
制度の限界に日々苦しんでいます」
（保護ケースワーカー）

「不登校の子供への政策のなかでも「社会的自立」という
言葉がよく言われるようになりましたが、
経済的な自立という意味合いが強い。
そもそも自立とはなんなのか、
問い直すことが大事だと思います」
（教育 NPO 職員）

**進学についてもっと詳しく知りたい方は、
厚生労働省が出している「○活！」が参考になります。
https://www.mhlw.go.jp/content/001195381.pdf**

**もやもやすたでぃカフェ実行委員会(2023年度)**

| | |
|---|---|
| 吉中　季子 | NPO法人女性サポートAsyl理事長／神奈川県立保健福祉大学 |
| 春風　しじみ | シェルター利用経験者 |
| 対馬　怜 | シェルター利用経験者 |
| 俵山　若菜 | シェルター利用経験者 |
| 奥田　かおり | 北海道医療大学 |
| 松岡　是伸 | 北星学園大学 |
| 山田　大樹 | NPO法人漂流教室 |